

国立市第 3 次農業振興計画

〈 概要版 〉

平成 29 年 3 月

国 立 市

1. 背景

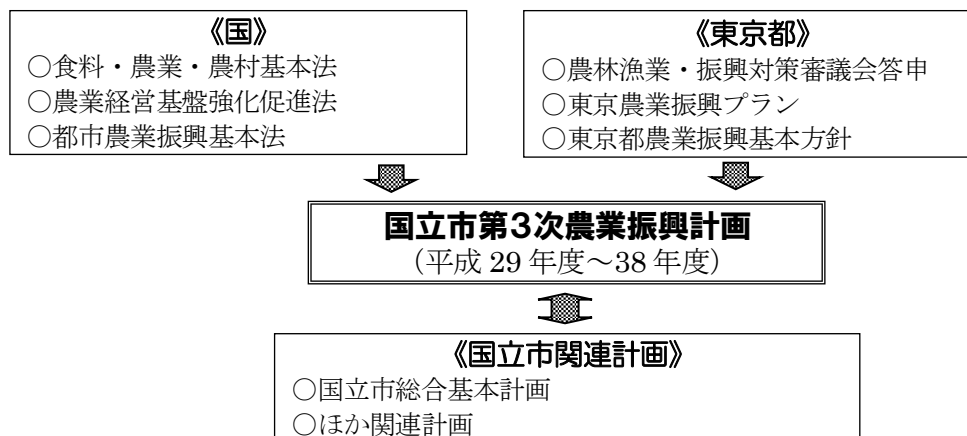
都市農業振興基本法に基づく基本計画では、都市住民の都市農業に対する世論の大きな変化が起きていることを前提に、食の安全への意識の高まり、身近な農地で生産された新鮮で安全・安心な農産物が確保できることへの高い評価、ゆとりや潤いを求めるライフスタイルや価値観の広がり、災害時の避難場所への期待など多様な機能が指摘され、都市農業が見直されています。

これらの背景には、都市農業が果たしてきた「食の供給」に加えて、農家自身が市民などに都市農業への理解を求める活動を継続的に行ってきたこと、農業体験などを通じて市民や子どもたちに農業とのふれあいの場を提供してきたことなどがあります。これらの幅広い取組みを通して市民と農家との新たな関係を築いてきました。

また、東京都や都市農地を抱える区市町村の都市農業行政による支援も大きな背景としてあります。さらに、今回の都市農業振興基本法が、農林水産省と国土交通省の共管であることを考えれば、農業の生産環境の整備と良好な市街地を形成するまちづくりを一体として進めることも必要です。

国立市は、平成 19 年に国立市第 2 次農業振興計画を策定し、計画に基づく施策を展開してきました。平成 23 年度からは東京都の「農業・農地を活かしたまちづくり」事業を活用し、農業団体、市民団体、商工団体などの交流と協働の事業を実施することにより、相互理解を深める基盤づくりを進めてきました。

国立市第 3 次農業振興計画の策定にあたっては、国や都の動向や第 2 次農業振興計画の到達点を踏まえて「都市農業の振興に関する計画」における地方計画として位置づけた計画づくりを進めました。国立市第 3 次農業振興計画を都市農業振興基本法の地方計画として定めるとともに、以下のように位置づけます。



2. 施策の実施主体

施策の実施主体は、基本的に行政が担うものですが、農業者（農業団体）が市民との協力体制を築き、行政が支援する施策も提案しています。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成 29（2017）年度から平成 38（2026）年度までの 10 年間とします。

また、中間年にあたる平成 33（2021）年度には、計画の進捗状況や社会経済環境の変化、国や東京都の施策動向などを踏まえて、適宜、必要な見直しを行います。さらに、中間年を境に、前期・後期に区分し、後期計画には前期計画の継続的施策、10 年間の長期的施策などを位置づけました。

■ 農業経営の課題

農業産出額では平成23年以降1.6億円を維持しており、1経営体当たりの経営耕地面積は平成22年の57aから平成27年には63aに拡大し、経営意欲の高い農家の中核を担っています。また、小規模・自給的な農家の支援も今回の振興計画の役割として重要です。今後、高齢化に伴う相続の発生などによる農業経営の縮小が予測され、個々の農業経営に対する多様な支援が課題です。

農業の担い手の高齢化に対しては、農業後継者や新規就農者、女性農業者など、幅広い農業の担い手を確保することが重要で、それぞれの農業経営の特徴を活かした支援が課題です。人手の足りない農家に対しては、農作業の受託や市民による援農など新たな仕組みを検討することも必要です。

国立市で生産される農産物の大半は、市民に消費されており、市民のニーズに応えられるように、市民に情報を提供し、国立産農産物に注目させるようなアピールが常に大切です。スーパーの国立産コーナーの設置、共同直売所の設置や即売の拡大など、多様な流通販売の体制、情報提供が必要です。

■ 農地保全の課題

農地を保全するうえで、今後、相続が発生すると売却せざるを得ない農業者も多く、農地保全という観点からの対策が求められます。平成34年には、生産緑地指定期限が終了し、買取請求が可能になる農地が発生します。この問題への対応について農業者とともに検討しておく必要があります。一方で、宅地を農地に転換し生産緑地に指定したいとする意向もでてきているので、国立市においても早急に対応が求められています。

谷保の原風景保全基金は、市民、農業者とも認知度は高くありませんが推進意向は高いことから、行政が中心となって市民、農業者への周知を図り、市民全体で取組む体制を構築する必要があります。谷保の原風景保全基金の活用を進め、農地全体の減少に歯止めをかけることが課題です。

■ 市民などとの交流の課題

「農業・農地を活かしたまちづくり事業」を通して、農業者と市民、商工業者との交流が増え、相互理解を進めるきっかけとなりました。一層の理解を深めるために、今後行うイベントは、市民、商工業者との協働の取組を検討する必要があります。ハケ下の田園環境は、市民にとって象徴的な景観となっています。また、「食育」などを通じて子どもたちの健康と農業への理解を促すことも必要です。

「城山さとのいえ」は、市民が農業に触れるよいきっかけとなっており、「城山さとのいえ」などの施設を拠点としながら、様々な農業体験を通じて都市農業への理解を深めるための交流が課題です。

■ 国立市での需要と供給を結びつける仕組みの確立

市民アンケート調査結果では、「高くても、安全・安心なものを購入する」と回答している市民が約3割います。農業者も「農地の単位面積当たりの収益を上げたい」や「市民の安全で安心な食生活をおくるため減農薬や有機農業の取組をしたい」という意向があります。

生産者として「よいものをより適正な価格で売りたい」という意向と「よいもの（安全・安心な食）なら高くても購入する」という消費者の意識を結びつけて、こうした購買意識を現実的な消費行動にすることが重要です。そのために、両者を結びつける仕組みを構築することが課題です。

市民とともに未来へつなぐ いきいき「くにたち農業」

国立市の農業は、農家を中心となって、市民と共に創ることが大切であり、市民との協働により、いきいきとした農業を未来につなげ、市民の暮らしを支えることを将来像とします。

将来像を実現する4つの柱

《第1の柱》 国立市農業の振興を図り、新鮮、安全、付加価値の高い「食」を供給する

農地を維持し供給基盤を整備し、市民のニーズにこたえる新鮮、安全、付加価値の高い「食」の供給を担うためには、安定した農業経営が大切です。

そのために、認定農業者の育成や個々の経営体の近代化を図るとともに、魅力ある農業経営を進め、若い農業後継者や新規就農者など多様な担い手を育成します。

また、市民の農業ボランティアなどの参加を得て自給的農家の販売を促すことなど、農業者と市民の協働による援農の仕組みづくりを進めます。

国立の地域性を活かした特産品や加工品の研究、開発を進め、農業所得の確保や農業経営の安定化を進めます。

《第2の柱》 国立の農地を維持・保全する

国立市民の、国立産農産物に対する評価は高く、新鮮で安全・安心な農産物の購入意向を持っています。国立産農産物に対する市民の購買力が顕在化すれば、今ある農地でも足りない状況になるでしょう。それらを踏まえて、農地の維持と一部拡大による供給基盤を整備します。

また、都市農業振興基本法や都市農業振興基本計画などに基づく新たな制度・手法が検討されていることから、農地の保全と維持できなくなった農地の活用などを強化します。

《第3の柱》 国立の農業・農地の持つ多様な機能を活かしたまちづくりを進める

市民の暮らしに安らぎと潤いを与える農業・農地の多様な機能が評価されています。農家の生産活動（営農活動）を通じて、都市農業や農地のもたらす多様な機能をまちづくりに活かし、良好な市街地を形成するとともに、国立市の原風景である水路と水田のあるハケ下の保全を進めます。

そのために、自給的農家の農業・農地の有効な活用を支援し、まちづくりに活かす取組みを進めます。

また、新鮮な農産物の供給や災害時の防災空間、地域の環境保全、農業体験・学習などのふれあいの場、良好な景観の形成を通じて、市民の理解を高めることを推進します。

《第4の柱》 将来像を具体化する体制・組織づくりを進める

国立市総合基本計画などをはじめとする各種行政計画と連携し、総合的かつ効率的な施策の推進を図るために、庁内の推進体制の充実と本計画の進行管理を進める体制の強化を図ります。

また、国立市農業の担い手である農業者やそれを支える市民の役割として、必要に応じて施策の実現に向けた協力体制を検討します。

将来像：市民とともに未来へつなぐ いきいき「くにたち農業」

1. 国立市農業の振興を図り、新鮮、安全、付加価値の高い「食」を供給する

(1) 魅力ある経営体の育成

①農業経営の充実、②経営体の改善、③生産及び販売環境の整備

(2) 後継者及び担い手やサポーターの育成

①後継者・担い手の育成、②生産者組織及び後継者組織の育成・支援、③市民による援農システムの検討

(3) 地域性を活かした農業経営

①地域ブランドの形成、②安全な安心農産物の生産及び供給体制、③付加価値の高い農産物、加工品の開発、供給、④多様な主体の連携による農業の推進

(4) 消費者と結びついた流通、販売

①小規模農家の生産物の販売支援、②市内流通及び販売拠点の整備、③直売所の拡大・充実、④観光農業の充実

2. 国立の農地を維持・保全する

(1) 生産緑地の維持・保全・拡大

①生産緑地の維持・保全、②生産緑地の拡大、③相続対策の支援

(2) 農地の保全と活用

①農地保全のための環境整備、②援農などによる農地の保全と継続、③農地の活用システムの構築
④水田と水田景観の維持・保全

3. 国立の農業・農地の持つ多様な機能を活かしたまちづくりを進める

(1) 国立市農業のPRと交流の場づくり

①農業情報の整備・充実、②市民と農家の交流機会の拡大、③市内の各種団体との交流

(2) 農業とのふれあいの場づくり

①農業体験及び学習の場づくり、②幼児及び学校教育との連携、③農と福祉・保健との連携

(3) 農のあるまちづくりの推進

①緑地環境としての機能を活かす、②良好な景観形成としての機能を活かす、③災害時の防災空間としての機能を活かす、④農のある風景の拠点の充実

4. 将来像を具体化する体制・組織づくりを進める

(1) 農業振興計画を推進する体制

①農家及び市民を含めた推進体制の検討、②庁内推進体制の充実、③総合的・計画的な施策の推進

(2) 農家と消費者を結ぶ連携組織の設置

①国立産農産物を市民に供給する組織体制

(3) 国及び東京都との連携

①上位計画との調整と連携による施策の展開、②都市農地制度改善への働きかけ

基本目標

構想の目標年次を平成 38 年（2026 年）とし、目標年次における主要指標を設定します。販売農家の数を可能な限り維持し、平成 38 年の農家数の政策目標を 80 戸とします。農地面積は、谷保の原風景保全基金などの活用により保全し、平成 38 年度の政策目標を 48.0ha とします。認定農業者を目指す農家は、総合計画の目標を踏襲して 33 戸とし、都市農業としての特色ある経営を行う農家を、認定農業者に準ずる農家として支援することを検討します。

【平成 38 年の農家構成イメージ】

【農家数・農地面積の推移と目標：ha】

主要指標		H17	H27	H38(推計)	政策目標
農家数（戸数）		143	109	72	80
農地	畑	53.8	45.8	37.0	40.0
	田	18.8	11.5	3.5	8.0
	計	72.6	57.3	40.5	48.0

（農家数の推移：農林業センサス 農地の推移：統計くになち）



農業振興計画の内容

■施策一覧の表示

【施策名と施策内容】 ○印：施策名（**ゴシックは重点施策**） ・印：施策の内容（説明）
 【施策の位置づけ】 継続：第2次農業振興計画からの継続事業 拡充：第2次農業振興計画の事業を見直して充実させる 新規：第3次農業振興計画で新しく導入する施策

1. 国立市農業の振興を図り、新鮮、安全、付加価値の高い「食」を供給する

（1）魅力ある経営体の育成

〔課題〕

認定農業者制度の周知／農業所得の低い兼業農家や自給的農家の支援制度の検討／女性農業者が働きやすい環境づくり

〔施策の方向〕

- ◆魅力ある農業経営体づくりを支援するとともに、認定農業者制度の普及を図ります。
- ◆農業体験農園など市民とのふれあい農業に取り組む農家について都市農業の役割を担う農家として国立市独自の認証制度を検討します。

施策項目	施策名と施策内容
①農業経営の充実	○市、JA、農業改良普及センター等の指導・助言による経営・営農指導（拡充） ・専門的な機関と連携し、農業経営の充実を図る。
	○先進農業者及び団体との交流（拡充） ・生産・販売・市民との交流など先進的な活動をしている農業者や団体との交流を積極的に行い、農業経営の改善を支援する。
	○農家による農業体験農園開設支援（拡充） ・農業者の経営の一環として位置づけられる農園の整備を支援する。
	○安定的な供給を図る契約栽培等の推進（拡充） ・学校給食や量販店、商業、飲食店などへの安定した供給を検討する。

	○市民ニーズに基づいた戦略的農業経営の実施（新規） ・常に市民の需要を把握し、農業経営に活かす情報の提供を行う。
②経営体の改善	○家族経営協定締結の推進（継続） ・農業経営における家族の役割分担等を明確にする。
	○経営実務の改善（継続） ・東京都農業会議などと協力しパソコン活用、農業簿記など習得支援を行う。
	○認定農業者制度の検証と認定農業者等の育成（拡充） ・現行制度を検証し、認定農業者等の育成に向けた新たな制度を検討する。 ・農業体験農園など都市にふさわしい経営を担う農家に対して段階的な認定や支援方法を検討し、都市型農業者等の育成を図る。
	○認定農業者制度の普及啓発（拡充） ・認定農業者制度のメリットを示す PR 資料などを作成し、活用により認定農業者制度への理解を深める普及啓発を行う。
③生産及び販売環境の整備	○多様な品目や加工品等の開発研究の促進（拡充） ・民間企業との異業種交流などを通じて新たな品目や加工の研究を行う。
	○多様な農家への支援（新規） ・小規模農家の連携を図り、農産物の販売体制を検討する。 ・自給的農家の生産意向を把握し、販売方法や販売先の紹介など、販売意欲を促す体制を検討する。

（２）後継者及び担い手やサポーターの育成

〔課題〕

就農の技術、経営の支援／若い就農者の収入の確保等の支援／市民と農家の援農の仕組みづくり

〔施策の方向〕

- ◆後継者の技術習得や新たな後継者が国立市の農業に参入しやすい環境づくりを進めます。
- ◆異業種との交流などを通じて広い視野を持つ農業経営者を育成します。
- ◆市民による援農の体制を構築します。

施策項目	施策名と施策内容
①後継者・担い手の育成	○多様な研修の場の設置（拡充） ・国や東京都をはじめ民間などの多様な研修の情報を提供する。 ・東京都及び JA 中央会が実施する「F&U セミナー」や農林水産振興財団による「農業技術研修生」などへの参加を促進する。
	○意欲のある担い手の育成（拡充） ・農業者の連携を図る組織づくりなどを支援する。
	○新たな担い手の育成（拡充） ・新規就農者の農業技術の習得や仲間づくりなど情報提供に努める。 ・「指導農業士」等のベテラン農家による技術支援を進める。
②生産者組織及び後継者組織の育成・支援	○農業後継予定者との交流と仲間づくりの支援（拡充） ・U ターン後継者の状況を把握し、JA 青壮年部や地域の農業者との交流による仲間づくりを支援する。
	○生産者組織の育成・支援（拡充） ・生産者が新たな生産技術などを習得する研修や交流の実施を支援する。
	○多様な後継者を対象とした組織づくり（新規） ・U ターン、定年帰農、新規就農などの情報を把握し、組織づくりを検討する。
③市民による援農システムの検討	○農園サポーターの養成（新規） ・農業者の持つ貴重な農業技術を体験農園などで市民に伝え、農家に派遣できるサポーターを養成する。
	○援農ボランティアの育成（新規） ・農業者と市民のニーズを踏まえた援農の仕組みを検討する。

(3) 地域性を活かした農業経営

〔課題〕

農業者や市民が共感できる国立産農産物のブランドづくり／農業者、市民による安全・安心な農産物の生産と消費の仕組みづくり／農業団体、商工団体、消費者団体など協働の取組みの推進

〔施策の方向〕

- ◆市民が共感できる国立産農産物のブランドのあり方を検討します。
- ◆国立農業の特徴の一つである市街化地域での稲作などその付加価値を高める農業経営を進めます。
- ◆安全・安心な農産物の生産と消費を基本に、多様な主体が連携する農業を進めます。

施策項目	施策名と施策内容
①地域ブランドの形成	○国立産農産物のブランドづくりに向けた商標登録の検討（新規） ・ブランド化のための基準を設定し、統一化を図る。
	○稲作農家の支援と「米」の付加価値化の支援（拡充） ・学校給食における国立産米の活用や稲作体験など、市民が身近に水田を体感できる取組みを支援する。 ・教育機関や民間団体などを対象に経営の一環としての稲作体験を検討する。
	○特産品の育成・開発（新規） ・戦略的作物として「谷保ナス」ブランドの再生や「伝統野菜」の復活など、多様な取組みを支援し PR する。
②安全な農産物の生産及び供給体制	○環境保全型農業の推進と支援（拡充） ・東京都エコ農産物認証制度を活用する等、環境に配慮した農業の推進に努める。（品質向上のための土づくりやトレーサビリティの確保）
	○新鮮で安全・安心な農産物生産への支援（拡充） ・減農薬・減化学肥料による農産物生産などの取組みを支援する。
	○安全・安心な「くにたち野菜」の普及（継続） ・生産から販売までの過程を明らかにし、食の安全を確保する体制と周知を図る。 ・「くにたち野菜」のロゴマークを有効に活用する。
③付加価値の高い農産物、加工品の開発、供給	○贈答用等に利用できる農産物の開発、生産の検討（新規） ・農業者、民間企業などの協力による新たな特産品開発、生産に取り組む。
④多様な主体の連携による農業の推進	○くにたち版 CSA の検討と普及（拡充） ・地域のコミュニティに支持された農業（くにたち版 CSA）の具体的な検討を行う。 ・国立産農産物を宅配する（市民に供給する）仕組みを作る。

(4) 消費者と結びついた流通、販売

〔課題〕

農家が供給しやすい市内の流通体制づくりと生産量の拡大

〔施策の方向〕

- ◆多様な販売流通体制を検討し、市民が国立産農産物を手に入れやすくする仕組みを作ります。
- ◆定期市や直売所の拡大、充実に当たっては、公共施設整備などのまちづくりとの整合、調整を図り市民、農家双方が利用しやすい体制を検討します。

施策項目	施策名と施策内容
①小規模農家の生産物の販売支援	○小規模農家の生産物の販売支援（新規） ・自給的農家や小規模農家が生産する農産物を供給する体制の検討と支援を行う。

②市内流通及び販売 拠点の整備	○経営形態に応じた多様な販売先の検討(拡充) ・学校給食や量販店などの市内での販売先を確保する。
	○学校給食への地場農産物の供給(拡充) ・より多くの農家が参加できる仕組みの検討
	○国立産農産物を集荷するシステムの構築(新規) ・民間や個人も含めた集荷システムを検討し、農産物の地元消費を拡大する。
	○地産地消の促進(拡充) ・東京都の認証する「とうきょう特産食材使用店」などの制度を広く紹介し、飲食店や業者など地場農産物を扱う業者への支援を行う。
③直売所の拡大・充実	○ファーマーズマーケットの検討(継続) ・整備や運営方法などを含め農業者の体制づくりを検討する。 ・定期市の拡大など農業者の生産状況を踏まえ、段階的な整備を検討する。
	○まちづくりと連携した多様な直売の創設(継続) ・駅前整備や公共施設などを活用し、市民にとって身近な直売所の設置を検討する。
	○個人直売所の支援(拡充) ・農家とのふれあいの場でもある個人直売所の整備や充実などを支援する。
④観光農業の充実	○摘み取り、もぎ取りなど観光農園の支援(新規) ・収穫作業の省力化などをもたらす観光農園の支援を行い、営農の継続化を図る。

2. 国立の農地を維持・保全する

(1) 生産緑地の維持・保全・拡大

[課題]

平成 34 年の生産緑地買取申出への対応／宅地転用農地の生産緑地指定の検討

[施策の方向]

- ◆生産緑地の適正な維持管理を推進するとともに、大半の生産緑地の買取申出が可能となる平成 34 年問題への対応や農地転用(届)が行われたことのある農地の生産緑地追加指定について検討を進めます。
- ◆生産緑地減少の大きな要因となる相続税について、農業者の対応を支援し、国への制度改善を要請します。

施策項目	施策名と施策内容
①生産緑地の維持・保全	○農地の実態把握と適正な管理(継続または拡充) ・適正な管理を指導し、維持・保全のための支援を行う。 ・生産緑地の指定期限などを事前に把握し、農地保全のための対応を図る。
②生産緑地の拡大	○農家所有地の活用方策の検討(新規) ・生産緑地追加指定などの情報を農業者に発信する。 ・農地として活用したい土地の農地化を進めるための制度手法を検討する。
③相続対策の支援	○相続対策・物納促進のための相談窓口の設置(拡充) ・相続問題など、専門家による事前相談窓口を創設する。 ・JA などによる研修・相談の充実を図る。

(2) 農地の保全と活用

〔課題〕

相続や農業者の健康の問題による農地減少／市民の理解に基づく農地保全の支援

〔施策の方向〕

- ◆市民に国立市の農業・農地について理解を深めるための情報提供を行います。
- ◆担い手が不足する農業者への支援体制を整えます。
- ◆国立市の水田と水路が織りなす田園景観の維持、保全を進めます。

施策項目	施策名と施策内容
① 農地保全のための環境整備	○農地保全のための情報発信（拡充） ・農業、農地に関する様々な情報を提供し、市民の理解を深める。
	○農地周辺住民の営農活動への理解促進（拡充） ・農薬散布など営農に必要な作業について市民の理解を深める。
② 援農などによる農地の保全と継続	○援農ボランティアなどの体験・育成の場としての農地の活用（新規） ・援農ボランティアが楽しく農業体験ができる農地を確保する。
	○担い手不在の農地の市民利用の検討（新規） ・耕作放棄地や維持困難な農地を市民が活用できる方策を検討する。
③ 農地の活用システムの構築	○農作業の受委託システムの構築（新規） ・営農が困難になる農地を意欲的な農業者が作業受託できる仕組みを検討する。
	○農地の流動化の促進（新規） ・農地の流動化や生産緑地の賃借などの法律を踏まえた仕組みを検討する
④ 水田と田園景観の維持・保全	○多様な主体の連携による水田の維持・保全の仕組みづくりと実施（新規） ・農業者、市民団体、民間団体、行政等の協働による維持、保全の仕組みを検討する。 ・水田の維持、保全に係る多様な制度、手法の適用を検討する。

3. 国立の農業・農地の持つ多様な機能を活かしたまちづくりを進める

(1) 国立市農業のPRと交流の場づくり

〔課題〕

国立市農業の市民へのPR／市民との多様な交流企画の実施と相互連携

〔施策の方向〕

- ◆多様なメディアによる国立農業の情報発信を進め、市民の理解を深めます。
- ◆農業団体と商工団体、市民団体などの交流の機会と協働の取り組みの拡大を図ります。

施策項目	施策名と施策内容
① 農業情報の整備・充実	○市内の需要調査の実施（新規） ・飲食店などと連携し、市内農産物の需要調査を実施する。
	○HP、広報などを通じた農業情報の発信（拡充） ・多様な情報ツールを活用し、農業情報を発信する。
② 市民と農家の交流機会の拡大	○「くにたち野菜フェア」や「くにたちマルシェ」などイベントの充実と野菜の消費拡大（拡充） ・イベントの企画や運営体制を検討し、内容の充実を図る。
	○農業者と市民による協働事業の推進（新規） ・農業者と市民による協働プロジェクトを検討し、実践する。

	○くにたち農業に関するセミナー等の開催（新規） ・農業者と市民がともに学ぶ学習会や現地見学会などの開催を支援する。
③市内の各種団体との交流	○異業種交流による農業の活性化（継続） ・異業種との連携を図ることで新たな視点からの農業を捉え、国立産業としての活性化に努める。
	○商工会との連携促進（継続） ・市民と直接触れ合う商店や量販店との連携を強め、市民のニーズを生産に活かす。

（２）農業とのふれあいの場づくり

〔課題〕

ふれあいを通じた市民の農業・農地への理解の促進／市民による農業・農地の保全の取組

〔施策の方向〕

- ◆世代毎のニーズに応じた多様な農業体験の場を確保します。
- ◆保健や福祉の取組みと連携した農業体験の機会を提供します。

施策項目	施策名と施策内容
①農業体験及び学習の場づくり	○市民農園の整備・充実（拡充） ・老人レジャー農園や市民農園の整備を進める。
	○農園開設希望農業者の把握と開設運営の支援（新規） ・農業体験農園の開設を希望する農業者を把握し、開設運営方法などの資料提供や研修等による支援を行う。
②幼児及び学校教育との連携	○国立産農産物による食育の推進（拡充） ・学校給食に国立産農産物の活用を図り、供給農家との交流を促進する。 ・農業体験の機会を設け、食べ物の生産過程を理解し、食や農業の大切さを学ぶ。 ・生き物とふれあうことで豊かな感性を培う。
③農と福祉・保健との連携	○農作業を通じた就労支援の検討（新規） ・就労支援準備事業の一環としての取組みを検討する。
	○障がい者施設や介護施設と連携した国立産農産物の供給（新規） ・各施設の食事への国立産農産物の利用を支援する。 ・園芸福祉や園芸療法などの活用を検討する。
	○国立産農産物の活用による健康づくり（新規） ・保健センターなどと協力し、国立産農産物や農家の知恵を活用し、望ましい食生活の啓発や野菜摂取の促進などの健康づくりを支援する。

（３）農のあるまちづくりの推進

〔課題〕

「城山さとのいえ」の利用の促進／「谷保の原風景保全基金」の全市的な取組みの推進

〔施策の方向〕

- ◆農業・農地の持つ多面的機能を活かして、各種計画に位置づけ産業以外の視点からも農地の保全を図ります。
- ◆「谷保の原風景保全基金」制度は、農業者・市民へのさらなる周知を図り、市民全体の取組みを進めます。
- ◆「城山さとのいえ」は、隣接施設も含めて市民が利用しやすいプログラムや運営体制づくりを進めます。

施策項目	施策名と施策内容
①緑地環境としての機能を活かす	○都市計画マスタープランなどと整合性が取れた緑地環境の機能の活用（継続） ・農地や屋敷林、雑木林の緑地空間としての機能を活かす。 ・農地と道路の境界に花などを植え、景観や緑地環境として活かす。
	○水環境の保全と活用（継続） ・矢川や湧水等の定期的な調査を行い、市民生活に安らぎや潤いを与える機能として活かす。
②良好な景観形成としての機能を活かす	○谷保の原風景保全基金の運用(拡充) ・基金を運用するための具体内容の検討を進める。
	○東京都「農の風景育成地区制度」の活用による景観保全（新規） ・農地や屋敷林のまとまっている地区を指定し、景観の保全に努める。
	○府中用水土地改良区への支援（拡充） ・田園景観を織りなしている用水路の保全のための支援を行う。
③災害時の防災空間としての機能を活かす	○防災協力農地協定の推進(新規) ・関係者による検討会を設置し、協定内容の検討と締結を進める。
④農のある風景の拠点の充実	○「城山さとのいえ」利用者と農業者の交流促進（拡充） ・「城山さとのいえ」を拠点に利用者と農業者の交流を促進し、田園風景保全の理解を深める。
	○農業体験プログラムの充実による利用者の拡大（継続） ・「城山さとのいえ」を農業情報発信の拠点として、市民が利用しやすいプログラムの充実を図る。

4. 将来像を具体化する体制・組織づくりを進める

（１）農業振興計画を推進する体制

〔課題〕

農業振興計画に関わる施策毎の主体による推進体制の確立

〔施策の方向〕

- ◆農業振興計画に関連する各団体が、協働で計画を実践する体制づくりを進めます。
- ◆農業振興計画の推進に向けた庁内体制の強化・充実を図ります。

施策項目	施策名と施策内容
①農家及び市民を含めた推進体制の検討	○国立市第３次農業振興計画を推進する体制の検討（新規） ・国立市農業振興計画審議会の答申を踏まえ、農業者や市民が参加できる推進体制を検討する。
	○農業関連団体との連携強化（拡充） ・JA や生産者組合との連携を深め、具体的な事業に取組む。
②庁内推進体制の充実	○国立市第３次農業振興計画の確実な進行管理の充実（拡充） ・実施計画など確実な進行管理を行う人的・財政的体制を充実する。
③総合的・計画的な施策の推進	○各課連携による推進組織（拡充） ・関連する課との連携を図り、波及効果の高い事業を進める。
	○重点事業など関連課によるプロジェクト設置の検討（新規） ・関連する各課によるプロジェクトを検討する。
	○多様な市民の参加と連携による協働プロジェクトの検討（新規）

	・ 協働の理念でプロジェクトを推進する仕組みを検討する。
--	------------------------------

(2) 農家と消費者を結ぶ連携組織の設置

〔課題〕

即売会や農業まつり等における交流や農業体験イベントの充実／飲食店との連携強化

〔施策の方向〕

◆農業者・消費者の相互理解に基づく国立産農産物の生産・消費の体制を構築します。

施策項目	施策名と施策内容
①国立産農産物を市民に供給する組織体制	○新鮮で安心できる農産物に付加価値をつけて供給する仕組みの構築（継続） ・安全・安心な国立農産物を適正な価格で消費者と結びつける仕組みを構築する。
	○国立産農産物を必要な市民に供給する仕組みの構築（継続） ・宅配など確実に供給する仕組みづくりを構築する。

(3) 国及び東京都との連携

〔課題〕

国や都と連携した制度の創設や運用の検討

〔施策の方向〕

◆市における農業振興、農地保全の施策の充実を図るとともに、国や都とも連携し、効果的な対策を進めます。

施策項目	施策名と施策内容
①上位計画との調整と連携による施策の展開	○総合計画や都市計画マスタープランなどで位置づけられている農地の保全と活用（継続） ・より調和の取れた都市形成のために、都市農地を積極的に活用する。
	○都市農業振興基本法に基づく「地方計画」としての位置づけ（新規） ・都市農業振興基本計画と連携した施策の推進を図る。
	○東京農業振興プランなどとの連携強化（継続） ・制度緩和などを活かして、国立市農業の振興を図る。
②都市農地制度改善への働きかけ	○都市農地を保全するための組織・団体との連携（継続） ・都市農地保全推進自治体協議会など都市農地を保全する多様な組織との連携を推進し、都市農地保全のための制度改善を働きかける。

優先的に取り組むテーマ

テーマは、国立市の農業を振興する上での重点事業です。関連する重点施策を有機的に連携させながら総合的な展開（推進）を図り、相乗的な効果を生み出すことをねらいとします。

また、テーマは、市民（農業者や消費者）と行政の協働の運営とし、各施策の効率的な実施に寄与することを目的とします。

テーマ 1 国立産農産物を子どもや市民に供給する多様な販売・流通を目指します。

〔目的〕

新鮮で安心できる国立産農産物の学校給食への供給を一層拡大し、そのことを通じて食、農業、それを担う農家への理解を深める「食育」を展開します。農業の多面的機能の発揮によって、子どもの健全な発育に寄与することを目的とします。

また、数少ない国立産農産物を市民に供給するため、既存の直売施設や流通を支援しながら多様な販売・流通を検討します。

〔主な検討課題〕

学校給食への納入状況の把握、地場野菜を使ったイベント（試食会等）、農業の生産現場を学ぶ、学校給食の拡充に関する実施計画の策定、モデル事業の実施、継続的な事業の検討、地場農産物の生産状況の把握、近隣市の直売施設の視察、既存の販売・流通施設を活かした国立らしい直売機能の検討、運営主体と事業性などの検討

〔重点施策〕

施策名と施策内容				
○学校給食への地場農産物の供給（拡充）				
・ より多くの農家に参加できる仕組みの検討				
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
生産状況の把握 納入状況の把握	地場農産物の試食 学校の食のイベント	納入方法の実証実験	納入組織の検討	継続（総括）
○地場農産物による食育の推進（拡充）				
・ 学校給食に地場農産物の活用を図り、農家との交流を促進する。				
・ 農業体験の機会を設け、食べ物の生産過程を理解し、食や農業の大切さを学ぶ。				
・ 生き物とふれあうことで豊かな感性を培う。				
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
食育プログラム検討 （活動内容の計画）	学校等における食育 イベント	継続	継続	継続（総括）
○経営形態に応じた多様な販売先の検討（拡充）				
・ 学校給食や量販店などの市内での販売先を確保する。				
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
民間・市民組織、農業者による検討	スーパーや個人商店 等での販売実証実験	継続	継続	継続（総括）
○小規模農家の生産物の販売支援（新規）				
・ 自給的農家や小規模農家が生産する農産物を供給する体制の検討と支援を行う。				
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
生産実態把握	市民へ供給するモデル事業の検討	継続	継続	継続（総括）

テーマ 2 次世代の国立市農業の担い手を育成し、安定的な農業経営を目指します。

〔目的〕

若手農業者や帰農した農業者が農業経営や技術を学び、異業種との交流を深め、様々な視点から農業を捉えるための研修を支援するとともに、農産物の商品開発などを研究し、若手農業者などが意欲を持てる農業を目指します。さらに付加価値の高い農業を目指し、所得の向上に寄与します。

〔主な検討課題〕

研修情報の把握と受講促進、研修修了者との交流、市内異業種を含めた独自の研修、研修参加への支援、援農ボランティアの研修、高付加価値化品目の検討、民間事業者などとの連携、高付加価値化の実証実験、商品化戦略

〔重点施策〕

施策名と施策内容				
○多様な研修の場の設置（拡充）				
・国や東京都をはじめ民間などの多様な研修の情報を提供する。				
・東京都及びJA中央会が実施する「F&Uセミナー」や農林水産振興財団による「農業技術研修生」などへの参加を促進する。				
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
既存の研修制度の活用（受講の促進）	継続	OBとの交流 異業種等との交流	国立独自の研修制度の検討・実施	継続（総括）
○援農ボランティアの育成（新規）				
・農業者と市民のニーズを踏まえた援農の仕組みを検討する。				
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
援農ボランティアの試験運用	援農ボランティア育成計画検討（目的等）	援農ボランティア研修生の募集と実施	継続	継続（総括）
○農作業の受委託システムの構築（新規）				
・営農が困難になる農地を意欲的な農業者へ斡旋する仕組みを検討する。				
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
農業委員会などとの連携を図り農地の継続意向と規模拡大の意向を定期的に把握し、スピード感を持った対応を行う				
○認定農業者制度の検証と認定農業者等の育成（拡充）				
・現行制度を検証し、認定農業者等の育成に向けた新たな制度を検討する。				
・農業体験農園など都市にふさわしい経営を担う農家に対して段階的な認定や支援方法を検討し、都市型農業者等の育成を図る。				
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
制度の検証と国立型認証制度の検討	国立型認証制度の創設	継続	継続	継続（総括）
○多様な農家への支援（新規）				
・小規模農家の連携を図り、供給する体制を検討する。				
・自給的農家の生産意向を把握し、販売方法や販売先の紹介等、販売意欲を促す体制を検討する。				
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
自給農家の生産状況を把握する	生産物を供給する体制の検討	実証実験の実施	継続	継続（総括）
○特産品の育成・開発（新規）				
・戦略的作物として「谷保ナス」ブランドの再生や「伝統野菜」の復活など、多様な取組みを支援しPRする。				
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
特産品候補の研究を支援	モデル的に実証実験商品化及び戦略	継続	継続	継続（総括）

テーマ 3 国立市における農地の保全と多様な機能の活用を目指します。

〔目的〕

都市農業振興基本法で指摘されている「都市農業の多面的な機能」を重視し、市民も含めて国立市における「多面的機能」の実態を明らかにして「農のあるまちづくり」や「農業施策」に反映させます。

〔主な検討課題〕

都市農地の多面的機能の現地学習（研修）

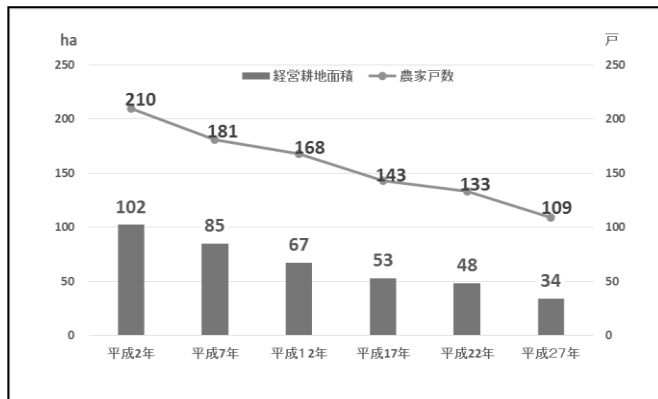
〔重点施策〕

施策名と施策内容				
○谷保の原風景保全基金の運用（拡充）				
・基金を運用するための具体内容の検討を進める。				
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
基金活用の具体化の検討	適用農地の把握（都の制度等を参考）	条件に応じて実施	継続	継続（総括）
○防災協力農地協定の推進（新規）				
・関係者による検討会を設置し、協定内容の検討を行う。				
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
近隣の実施事例の視察等による検討	協定農地の検討	段階的な実施	継続	継続（総括）
○稲作農家の支援と「米」の付加価値化の支援（拡充）				
・学校給食における米の活用や稲作体験など、市民が身近に水田を利用できる取組みを支援する。				
・教育機関や民間団体などを対象に経営の一環としての稲作体験を検討する。				
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
稲作体験方法の検討	より付加価値の高い取組みの検討	多様な実証実験の実施	継続	継続（総括）
○農園開設希望農業者の把握と開設運営の支援（新規）				
・農業体験農園の開設を希望する農業者を把握し、開設運営方法等の資料提供や研修等による支援を行う。				
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
近隣の視察研修を行う	国立に合った農業体験農園を検討	随時開設希望者を支援し開設する	継続	継続（総括）

1. 農地、農産物の現状

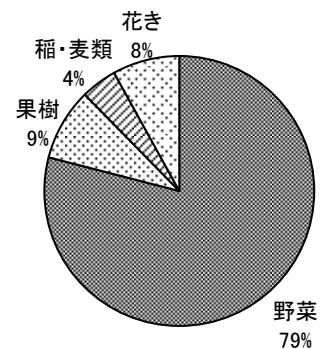
平成 27 年の農林業センサスでは、農家数は 109 戸、経営耕地面積は 34ha で、平成 2 年以降減少傾向にあります。農業産出額は、野菜が大半を占め、ほうれんそう、キャベツ、こまつな、だいこんなどが多く、果樹は、日本なしが多くなっています。農地は国立市の南部に集中しており、ハケ下の水田の景観が特徴となっています。国立市の農産物産出額は 1.6 億円であり、1 世帯当たり年間約 4,500 円の支出に相当します。一方、都民の食料の消費支出額は年間約 100 万円であり、その一部が国立産農産物の消費に充てられれば、国立市農業を支える大きな力になります。

【農家数及び経営耕地面積の推移】



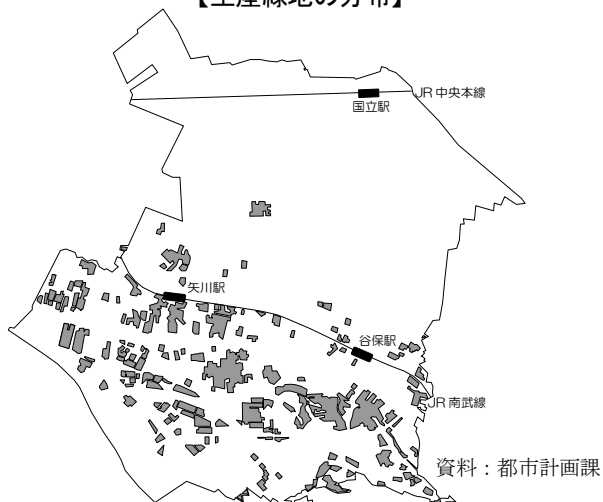
資料：農林業センサス

【平成 25 年農業産出額内訳】



資料：平成 27 年度 東京都の地域・区市町村別農業データブック

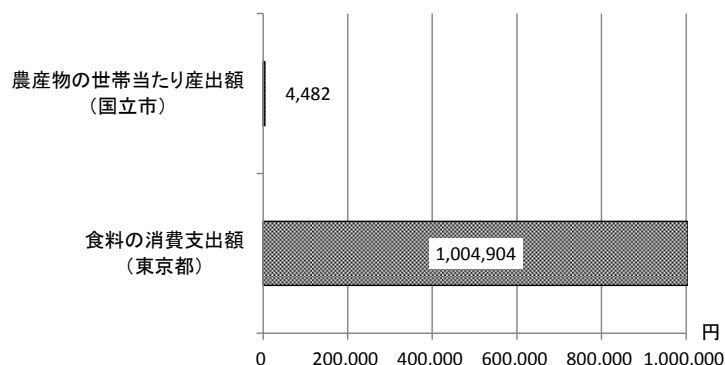
【生産緑地の分布】



【ハケ下の水田景観】



【農業産出額と食料の消費支出額】



※農産物の世帯当たり産出額は平成 25 年の産出額 1.6 億円を平成 27 年の世帯数で除して算出
 ※食料の消費支出額は、東京都生計分析調査：平成 27 年より作成

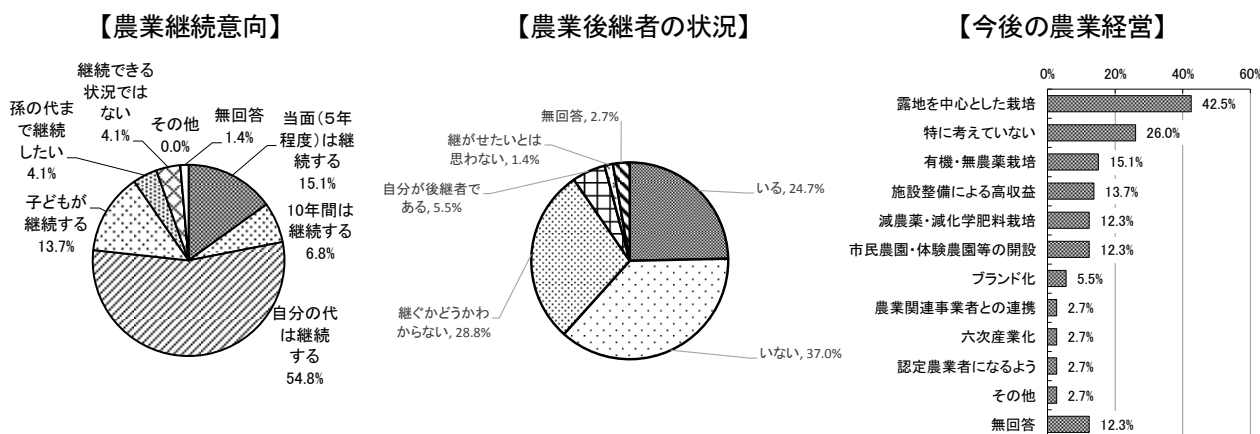
2. 国立市農業に関する農家、市民の意向

国立市農業振興計画策定に当たり、農業・農地や農家と市民の交流等に関して、農家及び市民アンケート調査を行いました。

項目	農家アンケート調査	市民アンケート調査
調査対象	市内農家 131 戸	18 歳以上の市民無作為抽出 1,200 人
回収数（率）	73 票（55.7%）	364 票（30.3%）

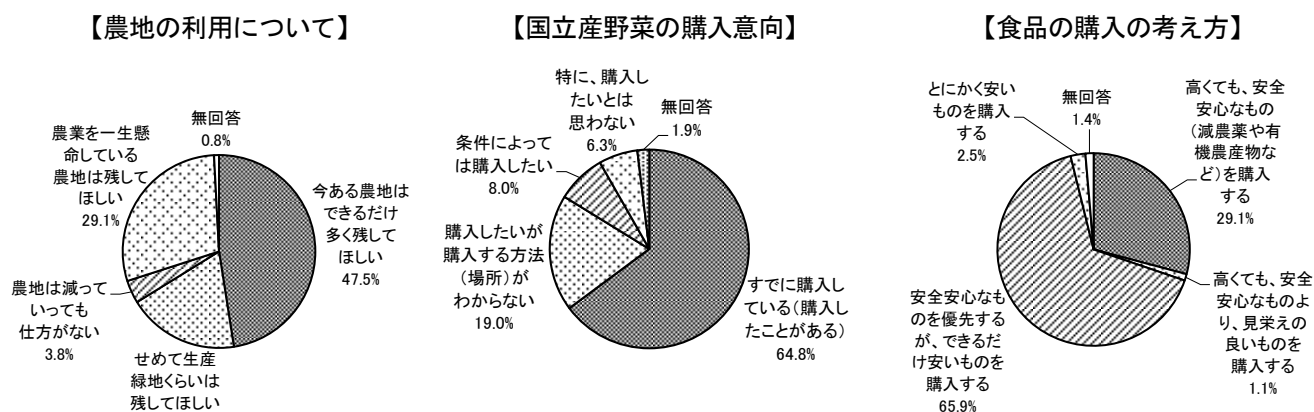
（1）農家の意向

農家の農業継続意向は 94.5%と高く、農業後継者のいる農家は 3 割程度となっています。今後の農業経営は、「露地野菜を中心」、「有機・無農薬栽培」、「施設整備による高収益」、「減農薬・減化学肥料栽培」、「市民農園・体験農園等の開設」など、安全・安心な農産物の生産や市民利用に関する回答が多くなっています。



（2）市民の意向

市民の農地保全意向は高く、国立産野菜については 9 割以上の市民が、購入の意向を示しています。食品の購入は、「安全・安心なものを安く購入」が 65.9%と最も多い一方、「高くても安全・安心なもの」を求める市民が 29.1%を占めていることが特徴です。



3. 市民と農業のふれあい

(1) 直売所

国立産農産物が購入できる直売所が、市内に 24 か所あります。また、季節などによりますが、青果店・食料品店でも取り扱っています。農家だけでなく、民間や NPO による販売も行われていることが一つの特徴です。



農家の直売

(2) 市民農園

市内には、特定農地貸付法による農家開設市民農園(区画割貸付が主)、入園方式による農家開設市民農園(農家の指導による農業体験農園を含む)及び市が開設する老人レジャー農園があります。



農業体験農園

(3) 農業情報の発信(城山さとのいえ)

「城山さとのいえ」は、自然豊かな城山公園と畑が残る城山南地区にある、農業体験及び農業の情報発信の拠点です。

一時間単位での団体利用申込(有料)のほか、空きがある場合は休憩所としてだれでも利用できます。団体利用申込を行うと一時間以上占有できるほか、施設の予約者は厨房も利用できます。



城山さとのいえ

(4) 農業イベント

国立市では毎年農業まつりを開催しており、2015 年 11 月の農業まつりでは、期間中に「くにたちマルシェ」と「国立市消費生活展」も同時開催しました。その他、国立市内 39 店舗の飲食店でくにたち野菜メニューを味わえる「くにたち野菜フェア 2015」も開催しました。



農産物即売の様子



野菜で作った宝船



農業まつりの案内ポスター

(5) 特産品

谷保天満宮で種粃のお祓いを行い収穫したお米「天神米」と清酒「谷保の粋」、国立産ほうれん草(こまつ菜)を練り込んだ国産小麦 100%の乾麺、国立産のハチミツとそれを使ったはちみつ飴などの特産品があります。この内、「谷保村のほうれん草うどん」は東京都地域特産品認証食品に認定された商品です。



ほうれん草うどん



ほうれん草カステラ



はちみつ飴



天神米

天神米で醸造した
清酒「谷保の粹」

